

高压自家発補給電力BS

(主契約料金表)

2025年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧自家発補給電力B S料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧自家発補給電力B Sといたします。

3 適用範囲

次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (1) 高圧で電気の供給を受け、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満であるもの。
- (2) お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのもの。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、原則として、常時供給分の契約使用期間と同一の期間といたします。
なお、常時供給とは、他の契約種別による供給をいいます。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。
なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

6 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、常時供給分の取扱いに準じて、燃料費調整および市場価格調整を実施するものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合（高圧自家発補給電力B Sを使用されたときを除きます。）の基本料金は、その20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間（高圧自家発補給電力B Sを使用されたときを除きます。）を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,234 円 10 銭
---------------	---------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

(4) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。ただし、常時供給分と高圧自家発補給電力B Sを同一計量する場合の力率は常時供給分の力率といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 高圧自家発補給電力B Sの使用

(1) お客さまが高圧自家発補給電力B Sを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別と高圧自家発補給電力B Sを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、高圧自家発補給電力B Sを使用されなかったものとみなします。

9 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、高圧自家発補給電力B Sを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(1) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、高圧自家発補給電力B Sの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力と高圧自家発補給電力B Sの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が高圧自家発補給電力B Sの超過であることが明らかなきときは、高圧自家発補給電力B Sの使用とみなされる需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と高圧自家発補給電力B Sとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

10 その他

(1) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

(2) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(3) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

附 則

実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。